



# ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長  
コラム

## 謹んで新年のお慶びを申し上げます

旧年中は大変お世話になりまして  
誠に有難うございました

本年も何卒よろしくお願い申し上げます



### 謹賀新年

さて、昨年は前民主党政権とは比較にならないペースでアベノミクスの政策が進められ、過去の長い先行きの見えない低迷期からすれば、何か新しい時代の幕開けを前にしたような雰囲気があるような気が致します。

とは言うものの、中小企業を取り巻く環境はいまだに厳しく、大企業の好況が波及するには今しばらく時間が必要なように思います。中小企業に関わる我々が、本来業務である税務・会計以外にどのようなお手伝い出来るかを、今一度考える必要があると痛感しております。

このような時代にあって、本年1月24日（金）、当事務所が主催する新春特別講演会のテーマは、企業経営精神の原点とも言うべき「志<sup>こころざし</sup>」を教える～松下幸之助の人づくり～であります。

講師をお願いする上甲<sup>じょうこう</sup> 晃<sup>あきら</sup>氏の予備知識を得るため、講演CDを求めて聴いてみました。上甲氏は「松下政経塾」の運営に当たられた後、「青年塾」を創設して国家百年の大計を支える人づくりをめざして、持論を熱く語っておられますが、その冒頭に出てくる話が「そこまでやるか」でありました。

詳細はネタがバレしてしまうため伏せさせていただきますが、仕事をする上で「そこまでやるか」と人に思わせるほど、こだわり徹底してやることを説いておられます。この辺りに日ごろの習慣の根底に刻まれた上甲氏の志<sup>こころざし</sup>（普段は「志<sup>こころざし</sup>」の言葉を使うことはないが）の深さを見せつけられた気がしました。

これを聴いた時、私たちも「よし、一度これを真似だけで良い。やってみよう」と思い、当日はひとつそのことを実践してみようと決心をし、実行するつもりであります。

勿論、それは単なる真似事に終るかも知りませんが、せめて一度だけでもスタッフ一同がその気になって実践してみようと、只今から楽しみにしている次第です。ご関心のある方はご注目下されば幸いです。

また前述の青年塾のメンバーの中には、将来日本、いや世界を代表するような優秀な人材が数多く輩出されていますので、よろしければご参考になさってください。



P2

税制  
改正

## 平成26年度税制改正大綱が発表されました！

自民、公明両党は12月12日、平成26年度の税制改正大綱を決定しました。経済情勢は「3本の矢」（金融政策、財政政策、成長戦略）の効果もあり着実に上向いている一方、景気回復の実感は中小企業や地域経済には十分浸透していないと指摘されています。企業の積極的な投資を促す措置、企業の交際費に着目した消費活性化のための措置、地域経済活性化のための措置等が講じられています。

また、焦点となっていた消費税の軽減措置については「消費税率10%時に導入する」とし、具体的な時期には言及されていません。法人税率の引き下げについても、引き続き検討するとして実施が見送られています。

以下に主な改正点をまとめてみました。

### 消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」での決定事項

#### 【中小企業投資促進税制の拡充】

生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却又は7%税額控除（資本金3,000万円以下の企業は10%）を認める

#### 【研究開発税制の拡充】

上乗せ措置について適用期限を3年間延長するとともに、増加型の措置について、試験研究費の増加率に応じて税額控除率を引き上げる仕組みに改組（控除率5%⇒5%～30%）

#### 【設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応】

既存建築物の耐震改修投資の促進のための税制措置の創設（25%特別償却）

#### 【所得拡大促進税制の拡充】

給与等支給増加割合の見直し（基準年度と比較して、現行5%以上⇒平成25・26年度：2%以上 平成27年度：3%以上 平成28・29年度：5%以上）及び、平均給与等支給額要件の見直し（全従業員の平均→継続従業員の平均）

### 個人所得税

#### 【給与所得控除の見直し】

控除の上限額が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を、平成28年より1,200万円（控除額230万円）に、平成29年より1,000万円（控除額220万円）に引下げ

#### 【NISAの使い勝手の向上】

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更を認めるとともに、NISA口座を廃止した場合にNISA口座の再開設を認める

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。  
会社名 \_\_\_\_\_

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛  
TEL \_\_\_\_\_

FAX 079-288-0997  
FAX \_\_\_\_\_



(前ページより続き)

P3

**法人課税**

【復興特別法人税の1年前倒しでの廃止】

【民間投資と消費の拡大】

交際費課税制度の適用期限を2年間延長するとともに、飲食のための支出の50%を損金算入することを認める (※注) 中小法人については、現行の定額控除(800万円)との選択制

**車体課税の見直し**

【自動車重量税】

エコカー減税の拡充及び経年車に対する課税の見直し

【自動車取得税】

税率引下げ(登録車5%→3%、軽自動車3%→2%)及びエコカー減税の拡充

【自動車税】

グリーン化特例の拡充

【軽自動車税】

平成27年度以降新車購入された四輪・三輪について税率の引上げ

【経年車重課の導入】(平成28年度～)

【原付・二輪の税率の引上げ(平成27年度～)】

(記事担当:井上)

**ゴルフ会員権の損益通算が廃止されます!**

個人の方がその所有するゴルフ会員権を売却し、売却損が生じた場合、その売却損は給与所得等の他の所得と損益通算することができ、所得税の還付を受けることができます。ゴルフ会員権で損した分を税金の方で救済される仕組みです。

ところが、平成26年度税制改正大綱では、ゴルフ会員権の譲渡損失の損益通算を平成26年4月1日以後の売買のものから適用できないという内容が盛り込まれました。不動産を譲渡した場合の譲渡損失も以前は他の所得と損益通算し、所得税が還付されていましたが、それができなくなり、ゴルフ会員権も毎年、いつ規制されてもおかしくない状況でしたが、ついに規制されるようです。

個人でゴルフ会員権を所有していて含み損がある方は、本年3月末までに売却し、売却損を実現させるかどうかの検討が必要です。該当の方はご相談下さい。

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですがに✓を入れご返信ください。

 今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX